

## 参考

### 所得の計算方法について

夫婦の前年（申請日が1月から5月の場合は前々年）の所得の合計額が730万円未満の場合が助成の要件です。次の計算を行い夫婦の合計の所得金額が730万円の場合、助成の対象となります。

$$\text{所得額} = \text{合計所得金額} - \text{諸控除額（※1）}$$

#### 合計所得金額

合計所得金額は、収入金額から、税法上の必要経費を引いた額です。

- ・源泉徴収票でいう「給与所得控除後の金額」です。
- ・確定申告Aでいう「第1表の所得金額の合計金額」です。
- ・確定申告Bでいう「第1表の所得金額の合計金額」＋「第3表の所得金額から株式等の金額を除いた金額」です。
- ・「所得金額」と「所得控除後の内訳」が表示された証明書（所得証明書等）では、自治体によって標記が異なりますのでご注意ください。

給与所得者は、所得金額から一律100,000円を控除した金額で計算します。

#### （※1）合計控除額

諸控除の内容	
諸控除の種類	控除額
一律控除	80,000円
雑損控除	実際に控除された額
医療費控除	
小規模企業共済等掛金控除	
障害者控除（普通）	270,000円×該当者数
障害者控除（特別）	400,000円×該当者数
勤労学生控除	270,000円×該当者数